

令和5年4月10日（月）午前9時30分より、4月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第5号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年5月10日（水） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名3番、4番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外3名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他 大刀洗川調節池について

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅（4戸）になります。

令和4年11月の総会で同内容の申請がなされ、許可されていましたが、許可取り消しをされ、再申請されております。申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域及び準住居地域で第3種農地判断となります。雨水は南側の溜桝から道路側溝に放流する計画です。上下水道は西側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてフェンス付きコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 特にないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 ちょっとよろしいでしょうか。今回の申請は一度許可が出されていたのに取り消しがされていたようですが、今日まで知りませんでした。取り消しとなったのであれば農業委員会で皆さんに知らせないといけないのではないのでしょうか。勝手に取り消しをして大丈夫なんですか。

事務局 辻 皆様にすぐ周知できていなかったのは申し訳ございません。許可の取り消しに関しては、取消願を町農業委員会経由で県に提出することとなっています。ただし、許可を取り消すかどうかは許可権者の県が判断することになるため、町農業委員会の総会で議案としてかける必要はありません。担当委員さんにはお話していましたが、河野委員さんのおっしゃる通り、皆様に周知をした方が良いと思いますので、今後同様な手続きが出てきた場合は総会できちんと説明をするようにいたします。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であるため第1種農地判断となります。隣接する宅地の所有者である父親の土地に娘夫婦が自己用住宅を建てる計画です。雨水は東側の道路側溝に接続する計画です。上下水道も東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2～5段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

3 番 平田委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18 番 河野委員 分筆する必要があるんですか。狭い農地が残ってもどうしようもないんじゃないですか。

事務局 辻 一般住宅の場合は500㎡の基準があり、数十㎡超えているくらいであれば認められたりするのですが、今回の申請地は190㎡も残地があるためさすがに厳しいということになっております。例えば申請者が事業をしており、何かしら必要な施設があれば話が変わってきたりもするのですが。必要性が証明されない限りは最小限の面積でしか転用は認められないのが原則となっております。

議長 柳 これが農家住宅であれば1,000㎡まではオッケーですよとなったりするんですがね。農家の場合は農機具を置く場所だったり必要となるので。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は農産物集出荷施設になります。

令和4年5月に農振除外されていましたが、ようやく文化財の試掘調査が終わり、問題ないと判断されたため、転用申請が出されております。申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。事務所と冷蔵施設と有蓋作業場を設置する計画です。雨水は場内側溝を新設し、東側の道路側溝から既存の水路に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のL型擁壁とコンクリートブロック3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1 番 森田委員 問題ございません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は集合住宅になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は東側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてフェンス付きコンクリートブロック2～3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認

しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15 番 山見委員 近くの人から話を聞きましたが、農地が荒れてきていたため、住宅ができた方がい
だらうとは言われてありました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と
思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当と
なりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑1筆156㎡の売買で全体で1万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

4 番 實藤委員 問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思
われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな
りました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は田1筆1,234㎡の売買で反当り30万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

8 番 矢野委員 問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思
われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな
りました。

続きまして、議案第3号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番は田2筆1,956㎡の売買で全体で100万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6 番 久保委員 問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思
われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当とな
りました。

続きまして、議案第3号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 4番は田2筆2, 004㎡の売買で全体で100万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

8番 矢野委員 問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については畑2筆932㎡の売買で820,000円になります。

2番については田3筆7,684㎡の売買で5,100,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については高樋で基盤整備された3反の田の買入を希望されています。申出者の現在の耕作面積は15.7haです。調節池で農地が減ってしまうため、代替地を探されています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は久保委員と黒岩委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があつておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。